

農地法第3条許可(権利移動・設定)申請
農用地利用調整・集積計画(権利移動・設定)

に関する調査報告書

申請人	譲受人	申請地	許可申請書のとおり													
	譲渡人															
調査事項			結果	* チェック欄												
1	当該農地は、小作地ではないか。		a. 自作地である b. 小作地である													
	①	当該農地が小作地の場合、譲受人は当該農地の小作農等又はその世帯員であるか。* 自作地である場合は記入しない。	a. 該当する b. 該当しない													
	②	所有権又は使用収益権取得申請者は、当該農地取得後全ての農地等について耕作(自作)を行うと認められるか。	a. 認められる b. 認められない													
	③	農地生産法人による所有権、使用収益権以外の権利取得ではないか。	a. 該当しない b. 該当する													
	④	農地生産法人以外の法人の権利取得ではないか。	a. 該当しない b. 該当する													
	⑤	信託の引き受けによる権利取得ではないか。	a. 該当しない b. 該当する													
	⑥	経営委託又は請負耕作ではないか。	a. 該当しない b. 該当する													
	⑦	譲受人は、当該農地取得後耕作又は養畜の事業等に必要の農作業に常時従事すると認められるか。	a. 認められる b. 認められない													
	⑧	譲受人及びその世帯員の現在耕作している面積が、下限面積(当該農地取得後も考慮する)以上に達しているか。	a. 達している b. 達していない													
	⑨	創設農地等(国から売り渡された農地)の使用収益権の設定ではないか。	a. 設定ではない b. 設定である													
	⑩	小作地の転貸(又貸し)や質入れではないか。	a. 転貸質入ではない b. 転貸質入である													
	⑪	譲受人の熱意農業経営の状況通作距離等からみて土地の効率的利用の耕作ができ現在より生産と経営が低下しないと認められるか。	a. 認められる b. 認められない													
	⑫	許可申請(所有権移転又は使用収益権設定)事由は、適当であるか。	a. 該当である b. 該当でない													
	⑬	上記①～⑫までのうち例外要件に属するもので(bに○印したもの)その属する事由並びに該当要件等を記入。 * 上記①～⑫の項目において、全てaに該当する場合は記入しない。														
2	その他参考となる事項															
	①	申請地の売買価格及び賃貸料等	無償(贈与、使用貸借) 有償(売買価格) (賃貸料)													
	②	当事者間の関係(ない場合は、特になしと記入する。)														
	③	譲渡人の申請農地における所有及び利用期間	年 月													
	④	申請農地の普通収穫高	サトウキビ kg/10a													
	⑤	譲受人の営農状況等														
		<table border="1"> <tr> <td>サトウキビ</td> <td>ばれいしょ</td> <td>さといも</td> <td>肉用牛</td> <td>豚</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>a</td> <td>a</td> <td>頭</td> <td>頭</td> <td>頭</td> </tr> </table>	サトウキビ	ばれいしょ	さといも	肉用牛	豚	その他	a	a	a	頭	頭	頭		
サトウキビ	ばれいしょ	さといも	肉用牛	豚	その他											
a	a	a	頭	頭	頭											
		<table border="1"> <tr> <td>トラクター</td> <td>耕運機</td> <td>管理機</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </table>	トラクター	耕運機	管理機	その他	台	台	台	台						
トラクター	耕運機	管理機	その他													
台	台	台	台													

調査の結果、上記のとおり相違ないことを報告いたします。

令和 年 月 日

調査責任農業委員

印

天城町農業委員会会長 仲 公男 殿

* □()内は、調査責任農業委員によって必ず記入すること。申請農地と申請農家の集落が違う場合は、調査時において各担当農業委員間で連絡を取ること。